

平成28年 第13回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成28年 第13回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午後 1 時 27 分 閉 会 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午後 2 時 13 分							
場 所	共和町生涯学習センター 1階 第1学習室							
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		欠席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
	10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	10 番 浦 口 義 之 委員				11 番 高 橋 正 志 委員			
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について							
第 3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について							
第 4	報告第3号 農地あっせんについて							
第 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 6	議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 7	議案第3号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について							
第 8	議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供 について							
第 9	議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について							

(午後 1 時 27 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 28 年第 13 回共和町農業委員会総会を開催致します。  
7 番 岡田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立して  
ございます。  
通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。  
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。  
共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、10 番 浦口委員、11 番 高橋委員を指名致します。  
では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 3 件です。  
(報告第 1 号を朗読)  
2 番については、農業関係者が保有する議決権の割合は 75% で、過半であるため構成員要件を満たしております。  
報告者については、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。  
以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 2 件です。  
(報告第 2 号を朗読)  
1 番については合意解約後、あっせん売買へ移行しております。2 番については、担当地区の委員の方に新たな借主を探していただいている  
ところです。

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地あっせんについて

○議長 次に、日程第4 報告第3号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局 今回のあっせん報告は、2件です。

(報告第3号を朗読)

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は、使用貸借が1件と売買が2件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

1番は倶知安町農業委員会と連携しながら進めた案件で、倶知安町の許可に合わせて始期は29年1月1日からとしております。2番と3番は、所有者が今回の譲受人に自留地の処分を依頼したことから、この度の申請となったところです。

申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と判断します。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、売買が2件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

計画要請の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断します。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- 議席16番 1番と2番の畑で反当に差がありますが、どのような条件の農地なのか詳細を教えてください。
- 事務局 調整委員から補足説明願います。
- 議席4番 2番については、西稜小学校の付近にある農地で、平らで傾斜が無く、ほぼ長方形で地区の中でも条件が良い農地です。
- 議席15番 1番については、傾斜がかなりきついため、トラクターで畑を起こすことは可能ですが、1/3は作付が簡単にできない状態の農地です。
- 議席16番 わかりました。
- 議長 他に質疑ございませんか。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について

- 議長 次に、日程第7 議案第3号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 (議案第3号、議案書を朗読)  
別段面積の設定につきましては、先週16日の五役会議でも検討を行ったところです。  
まず下限面積についてご説明します。農地法第3条第2項第5号では、北海道において農地を取得する際の基準として、取得後の経営面積が2haに達しない場合は許可できないと定められておまして、この面積を下限面積といいます。  
これは、経営面積が小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的な農業経営が行われないことが想定されることから定められているものです。  
しかし、平成21年の農地法改正により、基準を満たす場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を設定することが可能となりまして、毎年別段面積の設定について検討することが国の通知で求められています。  
後志管内をみますと、新規就農促進等の理由で、14市町村で別段の面積が設定されているところですが、当町は水田が主体の町でもあり、採算面などから別段の面積を設定せずに下限面積2haとしておまして、これまで特に支障は生じていない状況です。  
別段面積設定の基準ですが、農地法施行規則第17条第1項第3号

で、別段面積未満の農業者が全体のおおむね4割以上になることとされており、2010年の農業センサスの統計数値を基に計算しますと、当町は現状でも下限面積未満の農業者の割合が13%となりまして、既に4割未満であることから、この基準には該当しません。

また別の基準として、農地法施行規則第17条第2項では、設定区域内に遊休農地が相当程度存在することなどの要件がありまして、これらに該当する場合には、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるとされておりますが、こちらの基準にも当町が該当しているとは言い難い状況です。

また、農地法の下限面積は、あくまでも農地法第3条で農地を取得する際の基準になります。農外からの新規就農につきましては、青年就農給付金や青年等就農資金といった新規就農者を支援する制度がありますので、これらを活用するために、農地の権利取得と同時に町の認定を受けて認定新規就農者になるケースが想定されます。その場合は基盤強化法の対象となりますが、基盤強化法には面積基準がないことから、面積2町未満でも要件を満たせば許可が可能となります。

この認定新規就農者は原則45歳未満となっておりますので、早期退職された方など、中高年の就農対策という面では今後検討の余地はありますが、青年の新規就農対策として、別段の面積を設ける必要性は特になく状況です。

以上のことから、当町においては別段面積を設定せずに、平成29年もこれまで同様、農地法に定める下限面積2haとすることを提案いたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

別段の面積は設定しないこととし、共和町全域における下限面積を2.0haとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、下限面積を2.0haとすることに決定致します。

◎日程第8 議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について

○議長 次に、日程第8 議案第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (議案第4号、議案書を朗読)

平成21年の農地法改正において標準小作料制度が廃止され、代わりに農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うとされたことに基づきまして、この度、平成28年分の賃借料情報と、共和町農業委員会が自主的に設定する平成29年の参考賃借料を公表するにあたり、意見を求めるものです。

13ページに今年1月から11月までに公告された賃貸借における10アール当たりの賃借料データを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。こちらは、先月の総会後の事前協議の内容から変更ございません。

データにつきましては、農地区分毎に集計し、昨年同様田を5区分、畑を7区分の計12種類に区分しております。

それぞれの区分毎に、特殊な取引を除いたデータを基に算出しており、平均賃借料については、昨年と比べて大きな変動はなかったところです。

参考賃借料については、法律に基づくことなく自主的に設定しているものでして、先月の事前協議で特にご意見がなかったことを踏まえまして、先週の五役会議で協議を行ったところです。

協議結果としましては、今回は田・畑共に特に下げる要因がないことから、平成28年からの変更は不要との判断になりました。

よって、平成29年の農地参考賃借料につきましては、田・畑全区分28年と同額で設定することとし、農業委員会だより1月号と共和町ホームページにおいて公表してよろしいかお諮りいたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

平成28年賃借料情報並びに、平成29年参考賃借料について、別紙のとおり公表することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、農地賃借料情報と参考賃借料について、別紙のとおり公表することに決定致します。

#### ◎日程第9 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

○議長 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (議案第5号、議案書を朗読)

農業経営基盤強化促進法では、都道府県において農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるとしてありまして、この基本方針に則して、市町村は基本構想を定めることができるとされております。基盤強化法における農地の権利設定や認定農業者の認定などは、この基本構想の定めに基づいて行われているところです。

今回の見直しは、平成26年以来2年振りとなります。見直しの理由ですが、道の基本方針は、おおむね5年ごとに、その後の10年間について定めることとなっております。これに基づく基本方針の定時見直しが今年3月に行われたことによるものです。

本町においても年度内の基本構想の見直しが必要となったことから、このたび、役場産業課農政係で、関係機関とも協議のうえ所要の見直し

を行いましたので、道への法定協議の前に、農業委員会に意見照会があったものです。

見直し部分につきましては、別冊の基本構想本文で下線表示されている箇所となりますが、主な内容についてご説明いたします。

(別冊基本構想案及び見直しの概要資料に基づき説明)

1番は認定農業者の認定に係る所得水準及び労働時間の基準になります。認定農業者の目標年間農業所得は、町内の他産業従事者の平均年間所得から算出することとなっております。道の算定基準に基づき税務資料から計算すると、平成25年から27年の3年間の町内平均は約421万円となりましたが、現状の目標所得と大きな差はなかったことから現状維持とし、前回同様おおむね430万円としております。また、年間労働時間につきましても、主たる従事者1人当たり1,800から2,000時間程度としており、前回から変更はありません。

2番は新規就農者の育成・確保に関する目標になります。まず、農業後継者や農地所有適格法人の従業員を含めた新規就農者数の目標については、道の基本方針の目標が年間770人とされたことから、道内の農家戸数に占める町内の割合を基に、年間5人の確保を目標としております。この人数については、前回から変更ありません。

また、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者、いわゆる認定新規就農者の認定に係る基準につきましては、道と同じく認定農業者の目標の5割程度の農業所得とし、前回同様、年間農業所得200万円を目標に設定しております。また、年間労働時間の目標につきましても、前回同様、認定農業者の基準と同水準の1,800から2,000時間程度としております。

3番は効率的かつ安定的な農業経営の指標ということで、認定農業者の営農類型となります。認定農業者の目標年間農業所得及び年間労働時間を達成しうる指標として、関係機関との協議を踏まえまして、前回同様、個別経営体7類型、組織経営体については5類型を設定しております。

4番は認定新規就農者の営農類型になります。認定新規就農者の目標年間農業所得200万円及び年間労働時間を達成しうる指標として、前回同様、3類型を設定しております。また、関係機関の意見を踏まえまして、後ほどご説明する内容と関連して、経営管理の方法の欄に女性農業者の積極的な経営参画を図るという内容を追加しております。

5番は今回から新たに追加した農地所有適格法人数の目標になります。これは道の基本方針に基づくものでして、基本方針で設定された、平成37年度における道内の農業法人数を約1.7倍の5,200経営体にするという目標を踏まえまして、平成37年度における町内の農業法人数の目標を、現在の12経営体の約1.7倍の20経営体と設定しております。

6番も今回から新たに追加となるもので、女性農業者が活躍できる環境づくりについて、道の基本方針に基づき記載しております。女性農業者の役割は重要であることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい

環境づくり、活躍の場づくりを推進することとしております。

7番は認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者、いわゆる担い手に対する農地の利用集積目標となります。本町の28年3月末時点の担い手への利用集積率は92.36%と公表しているところですが、目標につきましては、道の目標に合わせ、前回同様95%としております。

他には、8番のその他にも記載しておりますが、前回の見直しから数値や名称などの変更があった部分につきましては、新たな内容に更新しております。

以上、ご説明申し上げましたが、基本構想全体の内容としては、本町農業の持続的な発展のために、関係機関が連携して、認定農業者や新規就農者の育成・確保、担い手への農地利用の集積、法人化の推進等に取り組むという内容になっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

今後の流れですが、農業委員会ときょうわ農協の意見書の写しを添付したうえで、年内に基本構想案を道へ提出し、道との法定協議を行います。その後、2月上旬に知事の同意を得たうえで、2月中旬頃に町が公告することで基本構想が変更となります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

共和町長から協議を求められた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、適格と認定する旨を回答することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、適格と認定する旨を共和町長へ回答することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成28年第13回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 13分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年12月22日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員10番 浦口義之 印

議事録署名委員11番 高橋正志 印